

平成 2 1 年 5 月 2 8 日
教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

平成 2 1 年第 1 0 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成21年第10回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成21年5月28日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 3時07分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)

3 出席委員 中村 祐治

宮田 由香

田中 健一

古岡 邦人

澤 利夫

署名委員 田中 健一

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 澤 利夫

教育部長 近藤 忠信

教育総務課長 小林 健司

調整担当主幹 高橋 眞二

学務課長 岡部 利和

指導課長 樋口 豊隆

学校給食課長 石井 雅隆

生涯学習推進センター長 五十嵐敏行

スポーツ振興課長 伊東 幸吉

図書館長 清水 啓文

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 久保 義彦 鈴木 啓史

案 件

1 議案

- (1) 議案第 1 5 号 学校給食費の改定について
- (2) 議案第 1 6 号 立川市社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について

2 協議

- (1) 立川市市民体育館条例の改正(案)について
- (2) 図書館の臨時休館について
- (3) 第 4 次生涯学習推進計画について
- (4) 第 3 次スポーツ振興計画について
- (5) 家庭の教育力の向上について

3 報告

- (1) 新型インフルエンザについて
- (2) 平成 2 1 年度立川市立小・中学校学校経営計画について
- (3) 平成 2 1 年度教科用図書採択の進め方について
- (4) 「市民体育館の見直し方針」に係るパブリックコメント等の報告について
- (5) 立川市スポーツ振興審議会からの答申について
- (6) 小・中学校読書アンケートの結果について

4 その他

平成21年第10回立川市教育委員会定例会議事日程

平成21年5月28日

教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第15号 学校給食費の改定について
- (2) 議案第16号 立川市社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について

2 協議

- (1) 立川市市民体育館条例の改正(案)について
- (2) 図書館の臨時休館について
- (3) 第4次生涯学習推進計画について
- (4) 第3次スポーツ振興計画について
- (5) 家庭の教育力の向上について

3 報告

- (1) 新型インフルエンザについて
- (2) 平成21年度立川市立小・中学校学校経営計画について
- (3) 平成21年度教科用図書採択の進め方について
- (4) 「市民体育館の見直し方針」に係るパブリックコメント等の報告について
- (5) 立川市スポーツ振興審議会からの答申について
- (6) 小・中学校読書アンケートの結果について

4 その他

開会の辞

中村委員長 平成21年第10回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に田中委員、お願いいたします。よろしいでしょうか。

田中委員 はい。

中村委員長 よろしくお願いいたします。

本日は、議案2件、協議5件、報告6件、その他は、後ほど伺います。

それでは、順次進めていきたいと思えます。

議 案

(1) 議案第15号 学校給食費の改定について

中村委員長 議案(1) 議案第15号、学校給食費の改定について、事務局より提案をお願いいたします。石井学校給食課長、お願いいたします。

石井学校給食課長 学校給食課から、議案第15号、学校給食費の改定について、をご説明いたします。

本案は、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則(昭和55年教育委員会規則第15号)の第2条第1項第2号の規定に基づき、学校給食費の改定についてを議案として提出するものであります。

平成21年5月1日、立川市学校給食運営審議会から学校給食費の改定についての答申を受けまして、給食費を改定するもので、改定額につきましては、配付させていただきました資料1、改定額欄にお示ししたとおり、小学校給食費については月額を400円増額とするもので、一食単価につきましては、単独校について25円増額、調理場校については24円増額となります。

中学校給食費につきましては、一食単価を22円増額いたします。

改定する時期につきましては、2の改定期間にお示ししたとおり、小学校給食につきましては、平成21年9月分からといたしまして、中学校給食については、平成21年9月14日分からといたします。

なお、平成21年5月14日、前回の教育委員会において、学校給食運営審議会の答申等につきましてご協議をいただいております。今回につきましては、議案として提出するものでございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

中村委員長 提案ありがとうございました。

この件は提案理由にありましたとおり、前回、協議題で皆様からいろいろなご意見を賜わりながら、答申を尊重する方向を確認いただいておりますが、さらにご意見、質問等ありましたら、よろしくお願ひしたいと思えます。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 質問、その他ないということで、何度も手順を踏んで、前回、協議題で審議いたしましたので、議事はこれで終了いたします。

それでは、議案第 15 号、学校給食費の改定についてをお諮りいたします。

提案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

中村委員長 異議なしと認め、よって、議案第 15 号、学校給食費の改定については、原案どおり承認されました。

議 案

(2) 議案第 1 6 号 立川市社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について

中村委員長 続きまして、議案第 16 号、立川市社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について、事務局よりご提案お願いいたします。五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 議案第 16 号、立川市社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について、内容をご説明いたします。

社会教育委員 2 名の辞職を承認し、後任の委員 2 名を社会教育委員として委嘱したいという内容でございます。

辞職をする委員でございますが、立川市体育協会から選出の河村勝久さん、小学校 P T A 連合会から選出の原貴美さんは、各団体の役員を辞職されたことに伴い、社会教育委員を辞職したいという辞職願が提出されたものでございます。

新たに委嘱する社会教育委員でございますが、河村勝久さんの後任といたしまして、立川市体育協会から澤部範儀さん、原貴美さんの後任といたしまして、小学校 P T A 連合会から梅田茂之さんを社会教育委員に委嘱をしたいというものでございます。

委嘱年月日につきましては、平成 21 年 6 月 1 日とし、任期満了年月日につきましては、残任期間であります平成 22 年 6 月 30 日といたしたいという内容でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

中村委員長 ご提案ありがとうございました。質問、ご意見ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 これについては、ありませんということですので、議事は終了いたします。

では、議案第 16 号、立川市社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について、お諮りいたします。提案のとおり承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

中村委員長 異議なしと認めまして、よって、議案第 16 号、立川市社会教育委員の辞職の承認及び委嘱については、原案どおり承認されたものといたします。

提案どおり、委嘱 6 月 1 日の事務遂行をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案を終了いたしまして、協議へ進んでいきたいと思ます。

協 議

(1) 立川市市民体育館条例の改正(案)について

報 告

(4) 「市民体育館の見直し方針」に係るパブリックコメント等の報告について
中村委員長 協議(1)立川市市民体育館条例の改正(案)について、を協議しますが、これは報告(4)「市民体育館の見直し方針」に係るパブリックコメント等の報告について、と関連がありますので、立川市教育委員会会議規則第9条により、同時に進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 異議なしと認めまして、この2つを同時に進めさせていただきます。

それでは、事務局より提案をお願いいたします。伊東スポーツ振興課長、お願いします。
伊東スポーツ振興課長 それでは協議の1件目、立川市市民体育館条例の改正(案)について、ご説明を申し上げます。

本案は、当条例の一部改正に基づきまして、立川市市民体育館の管理運営を指定管理者に任せられることができる規定の改正を行うものでございます。

おもな改正内容でございますが、第13条から第17条において、指定管理者の管理、業務の範囲及び利用料金、並びに管理基準について、改正の案としたものでございます。

市民体育館への指定管理者の導入につきましては、市民体育館の見直し方針を2月に作成いたしまして、教育委員会にもお諮りしてございます。3月に議会報告をし、パブリックコメントも実施し、市民の皆様のご意見を集めたところでございます。

それでは、「市民体育館の見直し方針」に係るパブリックコメントについてのご報告を申し上げます。

市民体育館の見直し方針に係るパブリックコメントでございますが、ご配付してございます資料のとおり、2月1日よりホームページへ掲載し、その後4月10日号の広報へ意見募集の掲載を行ってまいりました。さらに、立川市体育協会あるいは立川市体育指導委員協議会へ説明を行い、5月16日に柴崎市民体育館にて市民説明会を実施いたしました。

意見提出数でございますが、提出意見数4通で、意見内容は10件となっております。

おもな内容でございますが、柴崎市民体育館に関するものが9件となっております、体育室の利用に関するものが1件、水泳場に係る利用時間等に関するものが3件、トレーニング室に係る利用時間等に関するものが2件、その他が3件となっております。また、泉市民体育館については、水泳場に係る教室に関するものが1件となっております。

市民説明会につきましては、市民の方の参加はございませんでした。

意見の内容でございますが、総じて施設等に関する管理運営の意見が多く、市民体育館の見直し方針に対する反対意見というものはございませんでした。

今後、本改正案を6月議会に提出し、可決後、今後、柴崎市民体育館について募集要項等を作成し、指定管理者の導入について進めてまいりたいという計画でございます。

以上でございます。

中村委員長 ありがとうございます。

それでは、まず報告がもとになると思いますので、「市民体育館の見直し方針」に係るパブリックコメント等の報告について説明がございましたが、これに関しまして質問等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 それでは協議(1)でございますが、立川市市民体育館条例の改正(案)について、皆さん、ご意見等をお聞かせ願えればと思います。

〔「なし」との声あり〕

中村委員長 意見なしと認めます。と申しますのは今、事務局伊東スポーツ振興課長からも説明しましたとおり、平成21年2月22日の第4回定例会の協議で、皆さんにここで協議いただいて、それをもとにしてご提案いただいたということでございますので、これをもって協議を終了したいと思います。この提案の方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、この方向でよろしいということで確認いたしましたので、これは終了して、あと、手順を踏んで議案案件の提案についてよろしく願いたいと思います。

協 議

(2) 図書館の臨時休館について

中村委員長 協議(2)図書館の臨時休館についてを協議いたしますので、事務局より提案をお願いいたします。清水図書館長、お願いいたします。

清水図書館長 それでは、図書館の臨時休館につきましてご説明いたします。

中央図書館が入っております、ファール立川センタースクエアビル全体の電気設備法定点検のため、立川市図書館条例第6条の規定に基づき、次のとおり臨時休館といたしたいので、よろしくご協議ください。

休館日は、平成21年7月20日の月曜日のお日のみにちでございます。

休館対象は、全図書館です。

これは、ファール立川センタースクエアビル全体の電気設備などの保守点検を毎年「海の日」に合わせて実施しております。その関係でございます。そのため、中央図書館のコンピュータが作動停止となるため、中央館以外の地区館においても図書館サービスが提供できないため、臨時休館としたいということでございます。

この周知につきましては、「広報たちかわ」7月10日号に掲載するほか、ホームページ及び館内への掲示、図書館カレンダーの配布等を考えております。

以上でございます。

中村委員長 提案ありがとうございました。

提案に関しまして、質問とかご意見ありましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 それでは、やむを得ない事情であると認められますので、この図書館の臨時休館についての事務局の提案については、よろしいということでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 事務局の提案ということで認めたいと思いますので、今後周知について、皆さんに徹底をよろしくお願いしたいと思います。

協議(2)は終了いたします。

協 議

(3) 第4次生涯学習推進計画について

中村委員長 協議(3)第4次生涯学習推進計画について、協議いたしますが、(3)(4)(5)については、今までの教育委員会と違って、基本的な方針について、十分みんなで討議しようということがございますので、できる限りの時間をかけてやっていきたいと思います。

まず、協議(3)第4次生涯学習推進計画についてを協議いたしますので、基本的な考え方や施策の進め方について、事務局より提案をお願いいたします。

澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 第4次のこの生涯学習推進計画につきましては、前回勉強会でも、市の全体の第3次の基本計画の策定作業の中で、生涯学習社会の実現の基本計画の、分野別の個別計画として今、策定を進めているわけですが、庁内での検討のほか、今現在、生涯学習審議会というところに昨年の10月に諮問をしております。

これは市長から諮問をしているわけですが、この中での論点といたしましては、やはり生涯学習の振興方策についてということを経営審議会のほうに諮問しておりまして、関連する事項としては、立川市民交流大学の充実発展策をどういうふうにしたらいいのか、地域学習館の管理運営のあり方についてどういうふうを考えていけばいいのか、それとあと生涯学習の振興策、この3つが諮問をされております。

この背景といたしましては、第3次の計画が17年から21年だったわけですが、これで21年で終わるということで、22年から新たな計画づくりを始めているという、そういう状況であります。

この第4次の策定にあたっては、勉強会のときにダイジェスト版をお配りいたしましたけれども、第3次の生涯学習社会の実現という理念の継承はしていこうということが伺えておりまして、ただ、その中では、先ほどと同じ話になるかもしれませんが、立川市民交流大学の一層の充実を図ることに留意していこうということ。それから、地域学習館については、今、地域学習館管理運営協議会、仮称でございますけれども、スタートしようとしておりますけれども、市民と行政の協働の視点から地域拠点の形成を図ることについて

協議していこう。それから、生涯学習の推進理念を明らかにするため、その基本理念であるための生涯学習基本条例（仮称）を制定したらどうかという話、それから先ほど言いました、第3次基本計画と分野別事業として整合性を図っていこう、そういう内容で今諮問が行われています。

庁内の議論といたしましては、説明申し上げましたように、生涯学習社会の実現に向けては幾つか課題があるということが一つあります。一つは、市民交流大学での若い世代の参加が少ないこと、それから指導者層も少ないということ。それは市民推進委員会が自立していないのではないかとということが問題点、課題として出ております。

今後の方向性としては、やはり指導者を育成していくしくみづくりをもう少ししっかりしていこう、あるいは多様な人材が参加しやすい市民推進委員会を構築していく。それから、市民による自主的、主体的な生涯学習活動を支援していくこと。ボランティア活動に参加しやすい制度とか環境づくり、その辺のことが今、庁内で議論されております。

一方、平成19年、2年前ですけれども、中教審のほうからは新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策ということで、知の循環型社会の構築というキーワードが出されておりました、これは中間報告の中では具体的な方策としては、国民一人ひとりの学習活動を促進すること、それから後ほどの議題にもありますけれども、家庭の教育力の向上をさせていこう、そして地域の教育力の向上、この3つを推進するためには、地域社会全体で学習活動支援を行うことが必要であると。そのための公共団体、地区にあるいは民間団体の役割についても明記をされる、そういう状況の中にあります。

ですから、もちろん生涯学習審議会の審議の動向も注視しなければなりませんけれども、我々としても、生涯学習社会の実現についてどういう考え方を持っていくのかということも、この教育委員会で議論していきたい、そういう内容になります。

以上です。

中村委員長 提案がございました。皆さんから活発なご意見、質問も含めましてお聞かせ願って、できる限りいい推進計画にしていければと思いますので、どうぞ忌憚ないご意見をお願いしたいと思います。あるいはご質問でも結構です。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 今、澤教育長から説明がございました中で、幾つか課題があったわけですが、改めて第4次生涯学習推進計画、この策定にあたっては立川市の地域教育を振興し生涯学習を推進するうえで、やはり教育行政のあり方が今後ますます大事になるなど、そのように考えております。

先ほども澤教育長がふれていました施策の中で、平成20年12月、東京都生涯学習審議会から第2次答申が示されたわけですね。それを踏まえたうえで、今後幾つか是非取り組んでいただけるとありがたいなど、そういう面で2つを申し上げます。

1つは、地域教育を振興する行政の機能と役割の面からです。これについては、地域教育を活性化させるための条件整備、これが極めて大事なわけですが、具体的に何がどうか

ということになりますけれども、ちょうど今、団塊の世代をはじめ各世代が市民交流大学で学んでいるわけですね。先ほど、若い人たちの参加が少ないとか、指導者についての課題であるとかというお話がありました、そういうことも踏まえながら、市民交流大学で学んだ市民力、そういうものを是非、学校あるいは家庭、地域で活用される受け皿、これが必要ではないかなと思います、それが十分ではないなということを感じるものですから、今後そのあたりを是非、教育行政としてはご検討いただきたいと思います。

2 つ目は、地域教育を振興するための施策の課題の面からです。これについては、地域教育を振興するためには、横の連携の視点があるわけですね。これは社会全体で構成されている視点です。もう一つは縦の視点です。これは生涯にわたる成長を支援する視点、それから地域教育の再構築を図っていく必要があると、そういうふうに考えております。

では具体的にはどういうことかということですが、今後、教育行政が中心となって、市の関係する人をはじめ地域の各種団体、あるいはNPOも含めて、家庭教育支援、学校教育支援、そして学校外、この教育活動といった3つの取り組みが今後大事ではないかと思えます。それが地域をどうするか総合的に取り組むのための地域教育プラットフォーム、この地域教育プラットフォームづくりに大きな形で寄与していくのではないかと思いますので、そういう面で計画をつくるうえでは一貫性あるいは系統性、計画性のある地域教育プラットフォームをつくるよう是非、教育行政が中心でご検討いただきたいなと思っております。

それに付随してもう一つ、立川が多摩地域でもとりわけ自然あるいは歴史、文化、それが豊富であると思っております。そこで地域教育プラットフォームづくりに向けた課題として、一部、市民交流大学でも実施していますけれども、本格的に立川学、それを確立して、その財産を学校、家庭、地域で共有財産として活用したらどうかと。そのことによって郷土への誇りと伝統の継承、それを築いていくことが必要ではないかなと思いますので、そのためには今以上に教育支援、コーディネーターの確保、行政のスキルアップを進めていくことを是非ご検討いただきたいと思えます。

中村委員長 貴重なご意見ありがとうございました。

ここは協議で、我々がいろいろ意見等を述べたものを次のステップにどうしていただくかということで、また市長部局とのマッチングの問題もありますので、我々の意見を吸い上げて、この計画に反映させていただくということですから、ある面言いつばなしでもいいと思いますが、今の田中委員の横の関係、縦の関係という話で、一生のライフステージに応じて、行政が横の関係においてどういうふうに条件整備をしていくかという、そういう意味も含んでいましたね。

澤教育長。

澤教育長 今のお話は地域のプラットフォームの話が出ておりましたけれども、中教審の中でも、やはり学校、家庭、地域の連携のもとに、どちらかと言うと地域課題あるいは目標の共有化というものが生涯学習分野においても必要なんだということが言われておりました。

て、確かにその意味では、今までの計画はどちらかという市民交流大学の設立等にずっと重点を置いてきた計画でありますので、今後は、そのより充実と活用という面では生かしていくことができるのかと思います。

中村委員長 ありがとうございます。

また、付随してというなかで出てきた立川学という言葉がありましたけれども、一つは先ほど教育長から知の循環云々という話もあったけれど、やはり立川の知として蓄積していかなければいけないということですよ。それを地域とか家庭とか学校にその知を活用していくと。また逆に学校、家庭、地域が知を生み出すような作業をしていかなければいけないということもあると思います。

それで今、田中委員から出てきたことで、あるいは澤教育長から説明された、課題で示された第1の市民交流大学の充実、発展というのは非常に重要な点で、これはやはり生涯学習推進計画に是非とも具体的な形で反映させていただきたいと思うのです。特に市民交流大学が発足してこれで2年目になるのですかね。先ほど主体的な活動支援という話がありましたけれど、実は主体的な活動というのは、ある意味で非常に難しく、企画力がある程度磨いていかないとなかなか主体的にならないんですね。ですからその企画力をどういうふうに皆さんが身に付けるかという支援体制をどうするか。そして初めて主体的な活動が出てくると思います。

それからもう一つ私から意見を言えば、この市民交流大学で、きょうの協議題の5番にありますけれど、家庭の教育力にどう結びつけるかというのも一つの課題だと思っていて、講座数もかなりあるみたいですが、特にこれは6コマ続けて継続的にしながら、それから講座内容もやはり一方的な話を聴くだけではなくて、お互いに対話をするとか、ゼミナール形式にするとか、悩みを語って、お互いに参加している皆さんが意見交流をしながら、講師の方に一つの示唆、方向性を持っていただくというような、お互いに学び合うというような、そういう方向にもしていかなければいけないと私は思っています。

協議ですから私も意見を言わせていただきますが、ほか、いかがですか。

古岡委員、お願いいたします。

古岡委員 やはり交流大学ではいろいろな勉強をされると思います。若い人が少ないということなのですが、やはり就職の面が大きいと思います。立川を中心とする各企業に、この勉強した学問を生かした就職の受け皿になってもらえることが必要だと思います。

今、委員長のおっしゃられた主体的な項目という点では、各々の企業にそれを具体的に言ってもらいたいと思いますが、お話ししてもらうのが一番効率的だろうと思います。そして、その具体的例としましてはマイテレビなど、立川のテレビ局ですね、テレビ局などを利用して、そのためには教育委員会の名前を出してもいいだろうし、積極的に支援すれば、若い人だけではなくて、シルバー世代の仕事の受け口を広げる方法となります。それでひいては市民交流大学の発展につながると思います。

中村委員長 ありがとうございます。

学校、家庭、地域ということは先ほどから出ていたのですが、企業との連携とか、あるいは企業力を生かすということですね。企業の持つノウハウを、先ほど知の財産という話がありましたけれど、そして皆さんの市民力をつけていくということも大事で、それが今度、企業が逆に受け皿にもなってもらいたいというお話もございました。

ほかにご意見ございますか。我々の意見を第4次生涯学習推進計画に生かしていただくための協議をしているわけでございますので、ご意見等ありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

中村委員長 これは時間があればもっともっと審議したいことですが、第4次生涯学習推進計画の基本的な考えとか施策の進め方については、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それでは、第4次生涯学習推進計画の協議を終了いたします。

この第4次生涯学習推進計画については、今皆さんからいただいた貴重なご意見、協議内容を生かして、次のステップに進めていただくよう事務局をお願いしたいと思います。

特に先ほど出てきたライフステージ、行政側からではなくて、人間の一生といいますかライフステージに対応しながら、行政がどうそれに支援できていくかということが大事だと思いますので、それから市長部局とのマッチングということも調整が必要でしょうけれど、是非我々の意見も入れながら、教育委員会の主体性を発揮しながら、市長部局とのマッチングをしながら、第4次生涯学習推進計画について具体的に進めていただければと思います。これで終了いたします。

協 議

(4) 第3次スポーツ振興計画について

報 告

(5) 立川市スポーツ振興審議会からの答申について

中村委員長 それでは協議(4)第3次スポーツ振興計画について、協議いたしますが、これは報告(5)立川市スポーツ振興審議会からの答申についてと関連がありますので、同時に進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、同時に進めていきたいと思っておりますので、事務局より提案をお願いいたします。伊東スポーツ振興課長、お願いいたします。

伊東スポーツ振興課長 それでは、立川市スポーツ振興審議会からの答申について、ご説明をさせていただきます。

平成20年度において諮問いたしました立川市における今後のスポーツ振興のあり方について、答申をいただいております。ご報告をさせていただきます。

今回の審議会につきましては、第2次スポーツ振興計画が平成22年3月に計画期間終了となりますので、第3次スポーツ振興計画の策定に向けて、新たなスポーツ施策の方向性

についてお願いをしたものでございます。

それでは、ご配付いたしました資料につきまして、ご説明をいたします。

答申の一つは、スポーツ活動の振興と施設の確保について、地域スポーツクラブの具体化、あるいは民間施設や公園などを利用した施設の活用などについて、答申をいただいております。

答申の二つ目は、「健康体力づくり」の推進施策についてということでございまして、専門家による運動法や体力増進法の指導・助言の整備、さらなる健康づくり事業の推進として、高齢者のニーズにあったウォーキングや輪投げなどの事業を進める等々の必要性の提言をいただいたところでございます。

今後、この答申を尊重いたしまして、第3次スポーツ振興計画の策定に取り組んでまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

中村委員長 報告については、ありがとうございました。

それでは、その第3次スポーツ振興計画の基本的な考え方とか、施策の進め方について、事務局よりお願いしたいと思いますが、澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 このスポーツ振興計画につきましては、今説明がありましたスポーツ振興のあり方とも大きく連動してくるわけですが、昨年実施されました市の世論調査でもあるわけですが、市民意向調査ですが、これによりますと52.5%の市民は全く運動していない、ほとんど運動していない、そういう現状はあります。しかし、こういうふうに答えている方の72.7%の方は、機会があれば運動したいということをお答えしております。

したがって、ここで団塊の世代が大量退職になってきて、20歳になる人口と60歳になる人口は逆転しているわけですが、そういうなかでは、今後、余暇時間の増加、あるいは先ほどの答申にもありましたけれども、健康志向ということからいくと相当関心が高まってくるだろうと。それらについては、年々スポーツ人口も増加しているというような報告もありますけれども、今後は爆発的な増加も想定されるわけでありまして、そうしたなかにおいて、市民の健康を守って、運動する、スポーツする機会をどうしていくかというのは、やはり大きな問題になってくると思います。

きょうの教育再生懇談会の報告が出ておりましたけれども、ここではスポーツ庁を新設しようという国の動きがあります。スポーツ庁については、やはり子どもの体力の低下が日本においては少し著しいのではないかという視点、もう一つは、企業スポーツの衰退があるのではないかということ。これは競技力もなかなかついていけないというようなこともあって、国としては、スポーツ庁を新設して、スポーツ基本法の制定をすとか、そういう動きも国のほうの動きとしてはあります。

今現在のスポーツの基本計画上の位置づけでありますけれども、今現在の課題として、先ほどの答申にも出ておりましたけれども、スポーツを通じた健康づくりが求められているのではないかというのがひとつあります。それから、新しいスポーツが登場していまし

て、従来に比べると様々な種目に取り組む方が増えてきている。それから、そうは言っても先ほどの72.7%の方がそういう答えをしていましたけれども、スポーツをする場、機会、指導者、それがやはり不足しているのではないかという指摘もあります。

今後の方向性としては、健康づくりにつながるスポーツプログラムをどうつくっていくのか、あるいはニュースポーツ、幾つか立川の場合はニュースポーツに取り組んでおりますけれども、その辺の対応。それから、インタビューいただいておりますけれども、市民体育館をはじめとしたスポーツ施設の管理運営の再構築、こういうものを求められているだろうという方向性が出ております。

以上です。

中村委員長 ありがとうございます。

それでは報告も含めながら、皆さん活発なご意見を賜わりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

古岡委員、お願いいたします。

古岡委員 シニアのスポーツ推進委員会というのがあると思うのですね。これは医師会からも委員を出しております、かなり具体的なことも話しているものですから、そこに答申を求めて一緒に、タイアップしてやっていただけたらいかかと思えます。

中村委員長 医師会との関係ということにおいてもですね。

古岡委員 はい。

中村委員長 澤教育長。

澤教育長 今の話でいきますと、横浜市などはまさに医師会とタイアップして、単なる運動する場所というよりは、医学のところの観点も入れながらやっているところもありますね。

中村委員長 ですから市でやるスポーツ振興というのは、先ほど教育長からありましたけれども、勝負だけではなくて、もちろん勝負も大事でしょうけれども、スポーツを通した健康づくりとかあるいは生きがいづくりとか、あるいは地域づくりということにつながっていくと思いますので、そういう意味で医師会と連携という点もすごく大事だと思います。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 先ほど澤教育長から、世論調査として72.7%の方々が機会があれば運動したいと、そういうような声は本当に貴重な声であるわけですね。そういうなかで、私としては、第3次スポーツ振興計画、これを策定するにあたって、できたら3点、ご検討いただければと思います。

1つは、多様な活動を支援する、その考えです。では具体的にどういうことかということ、障害者学級、身障者学級、そういうものを含めた誰もがスポーツを楽しめる、そういう社会を実現することからも、多様なスポーツプログラムの提供をしてほしいなと思えますね。この多様なスポーツプログラムの提供と、もう1つは、インターネットや情報誌によるスポーツ情報の提供、こういうものが多様な活動を支援していくのではないかと。そうしま

すと、先ほどの 72.7%の人が「あっ、そうか」と。「そのようなスポーツクラブがあるんだな」とか、インターネット、情報誌を活用したら是非参加してくださいと、そういうことにつながるかなと思っております。

2 つ目には、スポーツによる街の活性化、これを推進するということです。そのためには、具体的にどういうことかと言いますと、立川市の体育協会がありますね。その体育協会とも連携して、そして学習効果を生かす仕組みづくりと。そういう仕組みづくりを、もう少ししっかり確立していったらどうかと思います。あわせてスポーツの拠点、ネットワークづくり。あともう一つは多様な生涯学習関係機関との連携、この三つが大事ではないかなと思っております。それが結果として、スポーツによる街づくりの活性化につながるかと思えます。

最後になりますけれど3点目、スポーツの環境整備。これは澤教育長からも出ておりましたが、一つはスポーツ施設の整備。いろいろな声があるわけですが、そういう声を反映しながらスポーツの施設の整備。もう一つは施設の効果的な利用の促進、そういうことが具体的に出てくるといいのではないかなと思いますが、そういう意味でスポーツ環境を整備するという必要ではないかと思えます。

以上3点です。

中村委員長 ありがとうございます。

貴重なご意見をいただきました。72.7%、いわゆるここで謳われている「だれでも」「いつでも」「どこでも」「いつまでも」、するためのひとつのご提案がありました。

特に立川は例えば多摩川のグラウンドあたり、市民の活用もさることながら市民外も多くて、市民が逆に使えなくなっているという現状もあると思いますので、そういう兼ね合いも非常に難しいと思いますが、スポーツ施設の環境整備という点で、市民ができる限り多く参加できるような、何か運用方法ができればいいななどと思っております。

ほかにいかがですか。古岡委員、お願いいたします。

古岡委員 私も大学などでは剣道部だったのですが、大学には体育館がないもので、近くの小学校にお願いしまして、夕方とか夜とか使わせてもらったのですが、もちろん、そのためには校長先生に担当者がお願いしに行ったりしたのですが、そういったことも、一度校長先生たちに、我々からお願いしたりするとか、そういうことも必要だと思えます。

中村委員長 ありがとうございます。

学校の施設利用するということも大事な視点だと思いますが、ハードだけではなくて、やはりソフトの面、教育の面、子どもたちとどうするかという点も大事で、特に中学校の部活動、部活動に対する支援をうまく立川方式ができないかなという感じも。先ほど言った、市民の健康づくりあるいは生きがいづくりと結びつけて、それも立川らしい方式を考えてもいいなという感じもしています。それから市民交流大学との連携の点もあると思えますね。

ほか、いかがでしょうか。古岡委員、お願いいたします。

古岡委員 先ほど田中委員からお話がありましたが、多様なプログラムというお話がありました。インストラクターの方が必要と思えば、ある程度の医学的なメンタルチェックが必要でして、一生懸命やってもAEDが必要になったり、きょうもテレビでやっていたんですが、今回のマラソンにはバタバタ倒れる人が多くて、自動徐細動器が必要だったりとかそういう人もいたようですが、やはりせっかく72%もその気はあっても、体がついていかななくてはもったいないですが、医師が大丈夫と言った人に対しての、「やれる」という、どの程度大丈夫ということを一応診断を受けることも必要ですし、この点でも医師会との連携が必要だと思います。

中村委員長 市民スポーツという点では、参加数を多くするというのも大事だと思いますが、先ほど田中委員からあった多様な活動ということで、幅を広げることとか、逆に健康づくりという質の面を考えていかなければいけないと。人数だけではなくて、参加した人がいかに健康づくりあるいは生きがいづくり、地域づくりにつながっていくかという質の点も大事だと思います。

ほかはよろしいですか。宮田委員長職務代理、お願いいたします。

宮田委員 場の提供とか様々な団体のスポーツに関係する団体の活動というのは、ますます盛んになっていくだろうなというふうに思いますが、次に向けて、もし考えていくといいなということだとすると、まずはスポーツをする必要性というものの問題提起というのがやはり弱いかなと思います。

一つには、個人に対してスポーツの必要性を、スポーツしたいなと思うような発信の仕方でも問題提起をすることで、そこからその個人が自ら必要な場所に出向いて行くという動きが始まるのではないかなと。そのためにはもう一つ、行政はその体制づくりとして、スポーツの団体や教育関係やそのあたりの体制づくりというものをつくっていく、そういう必要性があるのかなというふうに思います。

大きく分けるとこの2つによって、一つは問題提起を共有されていって、動きとしては個人の動きと、そもそも活動している団体との動き、それをもう一つのつなぐ役目の部分、その三者がつながることで新たなスポーツ振興の道筋が見えるのではないかなというふうに思います。

体力づくりというのがやはり必要だと思います。子育ての中でも、特にマンション街のところで育っている子どもには走り回るという環境がありませんので、そういう問題、小さな問題は家庭の中でも抱えていると思います。それが大きな、全体としての問題として共有される場がないということですね。そういうところを様々な場所を使って、例えば教育機関や病院やスポーツ施設、そういうところもできるのではないかなと。

あとは、学校の部活動などでは、保護者の参加が、ただ勝敗のことだけに協力をしているということになっているので、そうではなくて、問題を共有する場として保護者や選手のネットワークができると、より質の高いスポーツ振興になるのではないかと。日本の社会は、私が言ってしまうのもあれですけども、勝負に走ってしまうとか、どうもスポー

ツが好きでない方というのは、勝負に走るということでスポーツは嫌だなということを聞きますので、そうではないもう一つの魅力を共有されるといいかなというふうに感じました。

中村委員長 ありがとうございます。

必要性の理解ということで、学びというか、生涯学習という視点には本人が学びの必然性を持つということは大事なので、そういう働きかけを何か、うまく行政で仕掛けをつくっていくという点も大事なかなという感じもいたしました。

ほか、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 これは時間をかけて本当はじっくりやりたいところですが、これで協議(4)第3次スポーツ振興計画について及び報告(5)立川市スポーツ振興審議会からの答申については、終了いたします。

では、この第3次スポーツ振興計画につきましては、本日皆さんから出た協議内容を生かして、次のステップに進めていただくよう事務局にお願い申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

協 議

(5) 家庭の教育力の向上について

中村委員長 それでは協議(5)家庭の教育力の向上についてを協議いたします。事務局よりご説明をお願いいたします。澤教育長。

澤教育長 これも勉強会のところで何回かお話をさせていただいていますけれども、そのときにお配りした資料としては、先ほど話があったと思いますが、平成20年12月に東京都の生涯学習審議会から答申が出て、これは生涯学習地域教育力というところの題名で答申が出ているわけですけれども、この中で一つ抱える問題点として指摘されていることは、庁内の第3次基本計画の議論と同じような、重なる部分がありますけれども、4点ほど挙げられております。

1 つは、家庭におけるしつけが十分でない。家庭における子育て機能が脆弱化しているのではないかという指摘があります。

2 つ目は、親自身が育児に対してイライラ感をつのらせている。これは児童虐待の増加に表れているというのが一つ指摘があります。

3 つ目は、核家族化に伴って、子育てや教育についての経験が伝承されにくいのではないかという指摘があります。

4 点目は、養育困難な家庭が増加して、社会的に孤立化していく傾向があるのではないかというような指摘もございます。

この家庭教育については、学校教育と双璧だと思えますけれども、同じような指摘は市のほうの中でも分析をしておりますけれども、違った視点としては、先ほども孤立化の話

が出ておりましたけれども、保護者同士のつながりが減少しているのではないかとということで、この辺はPTA活動をどう支援していくのかということにもからんでくるかもしれませんが、それから保護者の指導力の低下、核家族化で子どもがひとりであることが多い。

課題と今後の方向性としては、親力を付けるための交流の場、あるいは専門家の設置を進めたらどうか。あるいは啓発、工夫を強化したらどうかという話が出ておりましたけれども、これも平成18年に教育基本法が改正されたときに、大きな家庭教育についての流れが変わっております。一つは、第10条が新たに設けられまして、これは子どもの教育についての第一義的責任は保護者にあるということをも明確化しております一方で、行政に対しては家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対しては学習機会の提供、あるいは情報の提供などの支援を行うように求めています。

同じく13条におきましては、学校、家庭、地域住民などがそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携、協力していくということも謳われておりまして、実際に平成20年度の文科省の予算の中では、家庭教育支援のための事業予算としては、だいたい14億8千万ぐらいが支出されて、もちろんこれは旧の施策も入っておりますけれども、新規の施策としては地域における家庭教育支援基盤形成事業ということで、すべての親へのきめ細かな支援手法の開発ということで、いわゆる家庭教育支援チームを設置する予算等が予算化されております。

2つ目は、家庭教育の支援指導者養成標準カリキュラムを開発していこうという、そういう事業について国は力を入れ、あとはひとり親家庭の家庭教育手帳の作成とか、学校教育に関係しては、子どもの生活リズム向上プログラム、早寝、早起き、朝ごはんという、この辺の推奨を、全国的な取り組みを啓発していこうと、こういう予算が国は出ておりますが、立川市におきましては特に、まだ今のところ、この辺の予算答申はありませんし、先ほどご紹介した市民意向調査の中でも、家庭教育に対する意見は確かなかったと思いません。そういう状況のなかですが、家庭教育の重要性というのは、やはりこれから我々としても考えていかなければならない課題だというふうに思っています。

以上です。

中村委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは皆さん、活発なご意見を承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

田中委員。

田中委員 教育長のほうから、家庭のしつけ、養育困難の問題など4点ありました。また、教育基本法の第10条、この新設というのは非常に大きいと思いますね。そこでやはり大事なことは、親と子がともに学び、育つ環境をつくる、そのことが大事だと思います。

そこで具体的に例えばということで、教育長の報告とも重複しますが、一つは、市民交流大学での親育ちサポート事業の充実、これを今以上に充実してほしいと思うんですね。二つ目は、先ほども出ましたが、家族と一緒に朝ごはん、この運動の推進をしてい

ただきたいと思います。ある学校の状況をお聞きしますと、所帯の2割から3割が朝しっかり食べてこないという報告も聞いております。やはりこのあたりをしっかりとしていくことが大事なかなと思います。

あと2つ目には、父親の役割というのは非常に重要だと思うんですね。そういう面で立川として、放課後の子ども教室、これを実施しているわけですが、できれば、土曜日あるいは日曜日実施している中で、積極的に父親が参加する、そういう推進を是非施策としてより強力に進めていただきたい。あわせて、企業関係が立川には相当数入っておりますよね。その市内の各企業と連携して、そして父親を参加させるための仕組みづくり、また家庭だけではなくて、市内各企業との連携を通しながら父親が参加していくと、そういう働きかけも今後必要かなと思っております。

最後になりますけれども、子どもというのは、やはり自然の中で遊び、戯れて育っていくわけですが、そういう点でふれあいパーク、これをもうちょっと立川らしいものとして拡充していったらどうかと。そこで子どもが木に登ったりあるいはボールを蹴ったり、あるいは木を切ってみたり、穴を掘ってみたり、こういう立川としてのふれあいパークの設置を検討していただけると。これについては、子ども家庭部含めて、進めてはいかがかと思えますけれども。

あわせてその中でもう一つ大きな問題なのですが、特に青少年関係、そういう人たちに、立川の場合ですとチャイルドライン立川というのがあるのですが、これはだいたい35人ぐらい登録されているんですね。そういう人たちが電話でいろいろな相談にのっていて、家庭に帰っても誰もいない、そういう子どもたちの声を聞きながらいろいろな相談にのっている。そしてより健全な生活ができるように、そこで電話で支援しているチャイルドライン立川、それら組織もあるのですが、できればそういった組織にもう少し力を入れて、子どもらの健全育成、あるいは親と子がともに学んで育つような環境づくり、そういったものが必要ではなかと思います。

中村委員長 ありがとうございます。

古岡委員、お願いいたします。

古岡委員 先ほど教育長のおっしゃられた教育基本法の第10条ですが、医療界でも非常に大きく関係がありまして、保護者も虐待する側になり得るということで新しく入れたものだと思うんですね。つまり、ひきこもりとか暴力を起こしているものに対しましては、児童を無視したり放置するという、これも虐待ですので、被虐待児症候群をつくらないようにしていく、それはかかりつけ医の使命だと思います。そうして支援していったほうがいいと思います。

中村委員長 ありがとうございます。

いろいろ様々な意見が出ましたけれど、教育基本法第11条にあるのは幼児期の教育で、これもやはり自立心を養うとか社会性の基礎を養うという点で大事で、ここはやはり一つポイントで、これは他部局になるので、教育委員会とのマッチングは大切だと思います。

それから、義務教育段階では、やはりPTA活動という問題が出てきたと思います。ですから、PTA活動も従来のPTA活動を見直す時期がきているかなと。保護者の教育力につながるPTA活動も必要ではないかという感じがしています。また、小学校でも始まっていると思いますけれども、幼保と小学校との連携という問題も課題になってくると思います。

この問題は教育委員会と他部局との連携というのがものすごく大事だと思います。いわゆる幼児期、児童生徒の時期、あと義務教育を終えた段階でそれぞれ部署も違うし、援助の仕方も違ってくると思いますので、今後、他部局と横断的に連携するということも大事だと思います。

それでは、家庭の教育力の向上についての基本的な考え方、施策の進め方について審議いたしました。よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 この協議は終了いたします。

先ほど言いましたとおり、教育委員会だけではなくて、市長部局との連携ということがものすごく大事でございますので、本日の皆様から出た考え方とか方向性の協議内容を生かして、次のステップに進めていただけるよう事務局のほうでよろしく願い申し上げます。

それでは協議5件終了いたしまして、次は3報告に進んでいきたいと思っております。

報 告

(1) 新型インフルエンザについて

中村委員長 報告(1)新型インフルエンザについての報告を事務局よりお願いいたします。

岡部学務課長、お願いいたします。

岡部学務課長 それでは、新型インフルエンザについての対応につきまして、最初に学務課からご報告いたします。

お手元に3枚の資料がお配りしてございますが、まず5月22日に、市内の小中学校長宛で文書を出しております。

主旨は、これまでも就学児健診ですとかあるいは定期健康診断、あるいは日常の児童生徒の病気、けが等で学校医の先生方には大変お世話になっているところですが、今回の新型インフルエンザにつきましても、これまで以上にさらに連携をとって、対応に努めていただきたいと思います。お願いする文書でございます。

その裏になります。5月21日付で各学校にチラシの原稿をお配りしてございます。このチラシを適宜替えるなどして、児童生徒及び保護者にお配りしたいというものでございます。なお、同様の主旨のチラシにつきましては既にご報告したところですが、5月1日に学校を通して全児童生徒の保護者に配布したところでございます。

それから、これは5月18日の月曜日から行っておるものでございますが、「インフルエ

ンザ様疾患による児童生徒等の欠席状況報告」これを全小中学校につきまして、児童生徒及び教職員のインフルエンザ様疾患で休んだ方がいないかどうかの調査を毎日実施しております。これを集計したものを毎日東京都のほうに報告しております。

これまでのところ、お手元には5月25日からの今週の分をお配りしてございますが、例えば腹痛ですとか熱を出した等の理由で休んだ子はいますが、新型インフルエンザで休んだ者はいない、異状なしという報告を受けております。

学務課からは以上です。

中村委員長 これについてはもう一点資料がございますので、引き続いて報告ということで、樋口指導課長、お願いいたします。

樋口指導課長 それでは私のほうからは、新型インフルエンザ発生に伴う修学旅行の対応についてということでご報告をさせていただきます。

配付させていただきました資料でございますが、「立川市立中学校 修学旅行実施状況について」、そして事務連絡、5月22日付文書でございます。「新型インフルエンザ発生に伴う修学旅行への対応について」、また、5月27日付文書、「新型インフルエンザ発生に伴う児童・生徒の家庭学習の準備について」、そしてもう一つ参考資料でございますが、asahi.com、これは朝日新聞の奈良県版に立川四中の修学旅行訪問が記事になった部分、朝日新聞社の了承を得て資料として配付させていただいております。

それではご報告をさせていただきます。

立川市立中学校は、本年度は5月から6月にかけて、第3学年の修学旅行を計画し実施しているところでございます。

修学旅行は、中学校生活最後の宿泊行事であるとともに、3学年教員、生徒が約2年間かけて準備し、事前学習を行ってきた体験学習の場面であり、ここで獲得した様々な学習成果、伝統文化への興味関心や集団生活へのあり方、公衆道德についての望ましい体験などは、その後の中学校生活に大きな影響を与えます。

このような教育効果に鑑み、新型インフルエンザに関連した対応につきましては、今回修学旅行の実施時期に係わる5月16日に、兵庫県で新型インフルエンザが発生したことを受け、立川市では5月17日から立川市感染症対策本部会議を開き、今後の対応について慎重に協議を重ねられました。

5月18日に文部科学省が、発生地域への修学旅行の一律自粛を求める段階ではないと発表した見解や、同日に、東京都教育庁新型インフルエンザ対策本部長から出された新型インフルエンザ発生に伴う対応について、第9報では、修学旅行等への対応については、行き先の道府県において、新型インフルエンザの発生に伴う学校の臨時休校を実施している場合には中止、延期、または行き先の変更等の措置をとることとした内容等踏まえ、5月19日に開催した立川市感染症対策本部会議では、立川市立中学校の修学旅行の実施に関しては、修学旅行先の地域で感染者が発生した場合はその地域への実施は中止する。なお、可能であれば行き先の変更または実施の延期とするとの基本方針が決定され、教育委員会

では同日夜、臨時中学校校長会を開催してその旨を通知いたしました。

この市の決定を受けまして、立川第二中学校、立川第四中学校では5月21日から23日まで、予定どおり修学旅行を実施いたしました。

しかし、出発した21日の夜に、京都市で新型インフルエンザの発症が確認されたため、2日目、3日目に京都市を訪れる予定であった立川第四中学校では、行程を京都市から奈良市内や明日香地方、名古屋市に変更しての実施となりました。そのため、キトラ古墳の壁画の特別参観、これについては現地で新聞にも取り上げられたところでございます。

立川第二中学校は、当初から2日目、3日目を奈良市を訪問する予定でありましたので、変更はございませんでした。

旅行中は各学校に看護師が同行するとともに、各宿舎が入念に準備している消毒液、うがい液、薬用石けん、タオル等の使用について、生徒や引率教員に対してうがいや手洗いを励行させたり、入宿後の外出を控えたり、外ではマスクを必ず着用するなど、健康管理の徹底を図りました。さらに旅行中及び旅行後も健康観察をするなど、健康管理に留意をしているところでございます。

5月22日には、文部科学省から新型インフルエンザに関する対応について第5報が示され、同日に立川市感染症対策本部が開かれまして、修学旅行についての今後の対応に変更がないことを再確認するとともに、このことにつきまして、同日、臨時の中学校校長会を開催いたしまして、その旨説明するとともに、文書にて通知をいたしました。その通知文書がきょう、添付させていただいているものでございます。

これを受けまして、5月27日に出発を予定しておりました立川第七中学校と立川第八中学校、5月28日に出発を予定しておりました立川第三中学校と立川第五中学校、6月3日に出発を予定しておりました立川第九学校につきましては、学校長と教育委員会が協議を重ね、この方針に基づき、生徒の心身の健康、安全を考えた結果、宿舎を変更せずに確保したうえで延期を決定し、7月から9月にかけて実施することとなりました。

立川第一中学校につきましては、状況の変化を把握しつつ、6月22日からの実施でございますが、その判断を6月16日に行うことになっております。なお、立川第一中学校につきましても、既に宿舎は変更せずに確保しておりますし、延期の場合の手立てもとっております。

なお、立川第六中学校につきましては、5月16日から実施いたしまして、教育委員会と校長が連絡を密にしまして、現地で全生徒のマスクを購入するなど対応し、大きな影響を受けずに終了しているところでございます。

また、本日お配りいたしました5月27日、昨日付で出しました通知、事務連絡文書でございますけれども、今後、もし立川市内で発生し、学校が臨時休校等の措置を行うことも想定されるうえで、児童生徒が行う家庭学習について、計画的な学習等ができるように各学校長に対しまして準備をさせていただくようお願いした文書でございます。

私の報告は以上でございます。

中村委員長 小林教育総務課長、お願いいたします。

小林教育総務課長 新型インフルエンザ対応に伴いまして、一つだけ追加です。

この新型インフルエンザ対応につきまして、5月18日、臨時の教育委員会を開きまして皆さんにお集まりいただきまして、その後の対応についてご協議いただいているところで。申し添えます

中村委員長 それでは今の3人の課長からありました報告について、質問ございますでしょうか。あるいは感想、コメントでも結構です。

田中委員、どうぞ。

田中委員 感想ですが、今、指導課長及び学務課長からお話があったわけですが、対策本部を中心にしながら学務課、そして指導課、そして学校と、この三者が一体となって綿密な連携をとりながら安全安心、それをはかるために非常に努力されている。そのことに非常に敬意を表します。本当に地域の声としても、学校からくる文書、指導の入った文書ですが、それを見て非常に家庭は安心しましたと、そういう声を幾つも聞かれています。改めて関係機関の皆さんに御礼申し上げたなと思います。ありがとうございます。

中村委員長 本当に綿密な連携の下で、最終的には校長先生がご判断しているのですけれど、教育委員会とよく相談しながら校長先生が責任を持って、特にぶれることなく9校の校長先生がご判断のもとにやっておられるので、我々としても安心して見ているところでございますが、今後とも綿密な連携をとりながら対応していただくことはよろしく願います。

それからあと、医師会との連携について学務課からありましたが、養護教諭についても研修その他についてどこかで考えなければいけないと思いますので、この点についてもお願いしたいと思います。

ほかに質問、感想ございまいしたらお願いしたいと思います。

この件は、これでよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、新型インフルエンザの報告を終わります。

報 告

(2) 平成21年度立川市立小・中学校学校経営計画について

中村委員長 報告(2)平成21年度立川市立小・中学校学校経営計画について、事務局より説明をお願いいたします。樋口指導課長、お願いいたします。

樋口指導課長 ご配付させていただいております平成21年度立川市立小・中学校学校経営計画がございまして。本年度立川市教育委員会で学校評価制度を導入したことに伴いまして、従来は校長先生方が校外に対して、あるいは学校評議員の皆様に対して校長の経営方針等の作成を行っていただいているわけですが、この学校評価制度の導入に伴いまして、新たに本年度、A4、1枚の形で、そしてプロットはすべて共通した形で学校経営計画

の作成をいただきました。

プロットは、大きな 番でございますが、「平成 21 年度学校経営計画の概要」。1「目指す学校」、2「教育活動の目標との方策」。そして大きな 番としましては「研究校指定の概要」というところでございます。

この学校経営計画は、幅広く市民の皆様周知するために、今後、各学校で各学校のホームページに必ず掲載するというところで準備を進めているところでございます。

報告につきましては、以上でございます。

中村委員長 質問あるいは感想でも結構ですが、ありましたらお願いします。

特に立川市の特徴は、研究校指定の概要を 29 校とも入れたという点は、これは他市、他区に見られないところですので、是非、紙面だけではなくて、充実した活動を期待いたしますので、また指導課の学校への援助もよろしくおしいたいと思います。

それから、我々としては教育委員会の点検、評価という点でしっかり私どももしていかなければいけないと思います。私どももこれをきちんと評価して、各学校はどうかではなくて、基本方針としてどうしていくかという資料にしていきたいと思いますので。

田中委員、どうぞ。

田中委員 感想ですが、今、指導課長から説明があって、読ませていただきました。平成 21 年度の学校経営計画の概要、そうしたなかで目指す学校、教育活動の目標との方策、その一つひとつが非常にきめ細かいのと、先ほど中村委員長がおっしゃったように、どの学校も研究指定を受けながら頑張っていると。これは他市には見られない。しかも相当、人権教育に力を入れていますね。これもやはり他市には見られないなということ。

あわせて、学力の向上、これについても指導課が中心となって指導していると、人的な配置も含めて。あと、豊かな心ということでも、道徳授業等含めて非常に充実した形で取り組んで、そういう状況を配信してほしいなと。これが今度はそれぞれホームページとして配信されて、より一層充実していくことを期待しています。

中村委員長 ありがとうございます。

樋口指導課長、どうぞ。

樋口指導課長 ただいまご意見、ご感想をいただきましてありがとうございます。

お読みいただきますと、これは校長の経営計画でございます、本年度初めてのことでございますので、目標と手立てはここにももちろん計画として出されておりますので、今後大切なことは、では、成果を校長としてどう捉えているのか、それが達成できたのか、あるいはできなかったのか。できなかったとすれば何が課題であり、達成されたとすれば、では手立てとしてどういうことが効果的であったのかと。そのことを最終的にまとめながら、学校評価に生かしていくことが大切だと思いますので、今、委員長からもございましたように、是非、教育委員の皆様方からも、そういう視点で各学校のご評価をいただきますとありがたいと思いますので、よろしくおしいたいします。

中村委員長 やはり各学校を私ども支援していくということは大事ですので、成果が出な

かった場合、学校だけではなくて、我々としての支援の仕方にも反省、評価すべき点があると思いますので、また学校評議員という関係もあると思いますので、その関連で制度として学校評価制度が導入されたことに関する報告でございました。終了いたします。

報 告

(3) 平成 2 1 年度教科用図書採択の進め方について

中村委員長 続きまして報告(3)平成21年度教科用図書採択の進め方について、事務局より報告をお願いいたします。樋口指導課長、お願いいたします。

樋口指導課長 本日は、平成22年度、23年度に使用するこの2年間の使用の教科用図書の採択の進め方についてのご報告をさせていただきたいと思います。

配付させていただきました資料、文部科学省より出ております「中学校用教科書目録」がございます。

それから、立川市教育委員会の教科用図書採択の進め方の一覧にさせていただきます組織図がございます。

それから、東京都が設置しております教科書センター一覧がございます。

そして「中学校教科書採択スケジュール(予定)」がございます。

そして現在、18年度から21年度に使用しております中学校の教科用図書が資料として添付させていただき、また、東京都教育委員会から出ております通知文、21年4月21日付の通知でございますが「平成22年度使用教科書の採択について(通知)」、これを資料としてお配りさせていただいておりますので、この通知文をご覧くださいながら進め方についてのご説明させていただきたいと思います。

まずこの通知文の「記」の1番に、平成21年度の教科書採択についてということで、小学校用教科書につきましては、昨年度採択をしてございますので、21年度は同一の教科書を採択しなければならないことになっております。これは検討ではなくて、採択ということで決められております。

中学校につきましては、21年度は今お手元にお配りしました「中学校用教科書目録」に登載されている教科書のうちから採択をすること。教科用図書選定審議会の開催などは法令によって行わなければならないものとされていること。

なお、平成22年度使用中学校用教科書のうち、社会(歴史的分野)以外に新たに文部科学省の検定を経たものがないことに鑑み、社会(歴史的分野)以外の種目については、採択権者がそれぞれの地域の生徒にとって最も適した教科書を採択する責任を果たしつつ、その手続きの一部を簡略化することも可能であること。これも昨年度の小学校と同様の取扱いということでございます。

そのために、平成17年度にこの中学校の教科用図書の採択が行われたわけでございますけれども、昨年、小学校と同様に、この17年度に作成いたしました教科用図書選定検討委員会資料並びに教科用図書調査研究部会の資料をそのまま活用して、本年度の中学校の教

科用図書の採択にいたしたいというふうに考えております。

ただし、教科書目録をお開きいただきまして、4 ページ、社会（歴史的分野）でございます。ここに検定が平成 21 年度、本年度 4 月に検定済の教科書、自由社「新編 新しい歴史教科書」、この教科書がございますので、この教科書については社会科の教科用図書調査研究部会を開催し、この教科書について教科用図書選定検討委員会を実施いたしたいというふうに考えております。そのための、立川市の教科用図書採択の基本方針等の改定を、次の教育委員会で議案として提出させていただきたいというふうに考えております。

それでは、お配りしました資料をご覧くださいますと、組織図について先にご覧いただきたいと思っております。

今申し上げましたように、社会科（歴史的分野）の新たな採択教科書、自由社の新しい歴史教科書についてのみ、教科用図書調査研究部会を 1 回開催をし、この教科用図書部会につきましても、教科担当の校長を部会長とし、全中学校から社会科の教員 1 名、委員として参加していただきまして、教科用図書の審議経過あるいは調査書を作成していただく、そういうふうな予定にさせていただきたいと思っております。

そしてその報告につきましても、教科用図書選定検討委員会、この委員会を 1 回実施させていただきたいというふうに考えております。参加者は、立川市の検討委員会の実施要綱にございますように、PTA の方 2 名、市民の方 2 名、そして社会科の担当校長に参加していただき、この教科書について調査研究の報告を校長から行い、ご意見を出し合ってください。その様々のご意見を議事録として教育委員の皆様にご提出をさせていただきたい、そのように考えております。

それでは採択スケジュール（予定）でございますけれども、まず今申し上げましたように、次回 12 日金曜日の教育委員会で、議案として採択方針等の変更についての提出をさせていただきたいと思っております。

そして 6 月 15 日から 7 月 10 日までの期間で教科用図書調査研究部会を開催いたしたいというふうに思います。会としての開催は 1 回に留め、社会科の教員があとは自主的に研究ができるようにしてまいりたいと考えております。

6 月 19 日から、本市で申しますと多摩教育センターで教科書の法定展示が開始されます。

そして市民委員の募集を 6 月 25 日の広報たちかわで行いまして、委員の候補の募集を 7 月 9 日に締め切らせていただき、合否の通知を 13 日に出していく。

そして今度は、教科用図書選定検討委員会を 7 月 15 日から 31 日の間で 1 回開催をさせていただきたいというふうに思っております。

それを受けまして、昨年度と同様にすべての教科用図書の選定審議資料あるいは調査部会の資料等、教育長室に置かせていただきますので、教育委員の皆様のご都合のよい時間帯にお出でいただきまして、教科書の研究を進めていただき、教科書の採択につきましても、8 月 27 日の教育委員会で採択を考えております。

なお、8 月 13 日の教育委員会で小学校そして一般図書採択という部分がございますけれ

ど、これは今申し上げたように、小学校の教科書につきましては同じものを採択するということ。そして一般図書と申しますのは、特別支援学級、固定級で使用する教科書以外の教科用図書のことでございます。これは各学校から、この教科用図書を使用したいということの申し出を受けましての採択でございます。

そして各東京都内の教科書の法定展示が行われる一覧でございますが、立川におきましては、錦町にございます多摩教育センターの中で教科用図書の展示が行われます。また、図書館長と連携しまして、立川中央図書館での展示もできるように進めてまいりたいというふうに思っております。

おおよその流れとして、きょうはご報告をさせていただきました。

中村委員長 採択の進め方についての説明がありました。

質問等ございましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それでは、これにつきましては今後、慎重に進めていかなければいけなくて、教育委員会についてもきちんと予定を組みながらやっていきたいと思っております。

それから、協議、議案というのは議案によっては必要だと思っておりますが、この場合はいろいろな審議会を経ていきますので、そのまま議案、提案という手順で進めていくということによろしいですね。

では、平成21年度教科用図書採択の進め方についての報告を終了いたします。

報告(4)の「市民体育館の見直し方針」に係るパブリックコメント等の報告については協議(1)、報告(5)の立川市スポーツ振興審議会からの答申については協議(4)で報告は済んでいます。

先ほど、古岡委員が急用で退席いたしましたので、許可いたしました。

報 告

(6) 小・中学校読書アンケートの結果について

中村委員長 それでは報告(6)小・中学校読書アンケートの結果について、清水図書館長、お願いいたします。

清水図書館長 それでは図書館から報告させていただきます。

図書館では、平成21年3月に市内の全小・中学生を対象に読書アンケートを実施いたしました。これは、本年度策定予定の第2次子ども読書活動推進計画策定の参考とするためでございます。

質問は次の4項目です。

1点目が、あなたはこの1か月のあいだに何冊の本を読みましたか。

2点目、この1か月のあいだに学校の図書館で本を借りたり読んだりしましたか。

3点目、この1か月のあいだに市立の図書館で本を借りたり読んだりしましたか。

4点目、あなたは本を読むことが好きですか。

このアンケートに小学生 8,181 名、中学生 3,309 名が回答を寄せていただきました。

アンケートの結果を見ますと、小学生は平均 8.7 冊の本を読んでいることがわかりました。さらに、これを小学校の 1 年生に限って見ますと、平均で 15.7 冊も本を読んでおりました。それが中学生になると、読んだ冊数は平均 1.8 冊に留まっております。

また、この 1 か月のあいだに 1 冊も本を読まなかったのは、小学生 524 名、6.4%。それに対しまして中学生が 916 名、27.7%と、中学生の 4 人に 1 人はこの 1 か月に 1 冊も読んでいないという結果が出ています。

2 点目の質問でも、小学生は 67%の児童が学校図書室を利用しておりましたが、中学生になると 16%と落ち込んでおります。

3 点目の市立図書館利用も小学生 48%に対しまして、中学生は 10%となっております。高学年になるほど部活や塾などで生活が忙しくなり、読書離れが進んでいくという傾向が見られます。

ただし、4 点目の本を読むことが好きかの質問には、好き、どちらかといえば好きと答えた児童・生徒合わせると、小学生では 83%、中学生でも 68%になりました。実際には本を読んでいなくても、決して本が嫌いなわけではございませんし、読書環境のさらなる充実が求められているというふうに捉えております。

今後、今年度策定いたします第 2 次子ども読書活動推進計画に今回のアンケート結果を生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

中村委員長 報告、ありがとうございました。

質問、感想ありましたらお願いしたいと思います。

これは昨年と比べて、小学校の場合は非常に多くなっているという解釈でよろしいですか。

清水図書館長 昨年はこういった大規模な調査は行っておりませんし、毎年やっているのはもっと簡単な調査なのですね。前回と比べてもいいですし、第 1 次子ども読書活動推進計画の目標値を若干上回るような数字が出ておりますので、この間、学校図書室の支援指導員の配置であるとか、図書館でも団体貸し出し用の図書を新しいものにかえたりとか、そういった努力をした結果が若干つながっているのかなというふうに捉えています。

中村委員長 と申しますのは、子どもが小学校に何って、本が物体から生き物になってきたという感じを私だけではなくて多くの方から、地域の方、保護者の方からも多くのご意見を聞きますので、学校図書室支援指導員の民間の力が大きく生きているかなという感じがしているわけです。民間からの学校図書室支援指導員の力と、学校の力と、学校によっては保護者の協力者、この三者がお互いに切磋琢磨しながら子どもの読書環境に対する大きな力、よりよい読書環境をつくっているのがこの結果に出ているのかなと。

ただ、昨年と比較してどうかという点はちょっと客観的な意見は言えないのですが、感想的にはそういうふうに感じている次第です。

ほかはよろしいでしょうか

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それでは、報告(6)小・中学校読書アンケートの結果については、終了いたします。

その他

中村委員長 その他、ございますか。

清水図書館長、お願いいたします。

清水図書館長 その他ということで、昨日付けで、第16期の立川市の図書館協議会より私図書館長宛に、指定管理者制度導入に関する図書館条例の改正提案についてという意見書が出されております。既に教育委員会には提出しておりますけれども、この場をお借りしまして口頭で簡単に報告させていただきます。

この意見書が出た背景は、第15期の図書館協議会におきまして、図書館への指定管理者制度の導入に向けた意見書というものが出されております。

この中では、文化教育の中心としての図書館の役割であるとか、指定管理者制度導入によるサービス低下の懸念があると。そういったことを含めて、指定管理者制度導入には慎重な検討が必要であるという提案がなされております。これは、第16期の図書館協議会でも参考にするようにという申し送りがされている、そういった背景がございます。

また、この第16期の協議会では、本年度、私図書館長のほうから諮問をいたしまして、立川市図書館における新たな図書館行政の展開に向けてに関する協議を続けている。そういうことから、当協議会の申し送りも参考にしながら、現在答申内容を検討しており、本年7月には答申を提出する予定になっております。そういった背景がございます。

これを受けまして意見書をいただいておりますので、骨子のみ読み上げさせていただきます。

図書館の管理と運営は密接な関連性を持つものであることから、図書館への指定管理者導入についても、答申に向けての検討項目にあがっており、協議している最中です。

市民の要望、意見を図書館運営に反映させる役割を持つ当協議会の答申を待たずに、指定管理者制度導入を前提とした6月議会での条例改正提案は、時期尚早であると考えられます。

したがって、6月議会への条例改正提案は見送りしていただき、当協議会の答申を踏まえたうえで、市民サービス向上に向けた立川市図書館の運営のあり方について、検討していただけるよう要望いたします。

こういった内容の意見が出されております。

以上、報告でございます。

中村委員長 その他、これはよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 その他ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

閉会の辞

中村委員長 それでは平成 21 年第 10 回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

長時間にわたしまして、皆さんどうもありがとうございました。

次回、平成 21 年第 11 回教育委員会定例会は 6 月 12 日金曜日、13 時半より開催いたしますので、皆さん、よろしく願いいたします。

午後 3 時 07 分閉会

署名委員

.....

委員長